

親子で大型ヨット体験乗船参加者募集

問 スポーツ課 ☎48-5311

- 時** 5月25日(日) 8時～ (雨天、風が強い場合は中止)
所 新川港～海底トンネル～防潮堤沖
対 市内在住・在勤の保護者と4歳以上の子
定 30人程度 (先着順)
 ※ヨットの状況で変更になる場合があります。
申 3月1日(土)～15日(土)に申込書 (臨海体育館で入手) を直接臨海体育館内スポーツ課

親子でenjoy！と小さなお茶会 こども園のホールで遊ぼう

問 へきなんこども園 ☎41-7394

- 時** 4月23日(水) 10時～11時30分
所 へきなんこども園
対 就園前の親子
定 8組 (先着順)
¥ 300円／組
 (おやつ・保険代含む)
申 3月24日(月)9時30分よりInstagram又はホームページの申し込みフォーム



3月1日～7日は子ども予防接種週間 予防接種の記録を確認してください！

問 保健センター ☎48-3751

子どもを病気から守るため、適切な期間内に忘れずに接種しましょう。

▼4人に1人は接種を忘れているかも！

2018年4月2日～2019年4月1日生まれの子の麻しん風しん混合ワクチンの予防接種第2期は受け終わっていますか？2024年11月までに接種が終わっている子は75%でした。

麻しん風しん混合ワクチンの予防接種は、1歳～2歳未満で第1期を受けた後、長期間を経過することで抗体価の低下が起こります。2回目の接種を忘れずに受けることが、麻しん風しんに罹らないため・広げないために最も重要なことです。

その他にも、7歳6か月に達する前までには日本脳炎・4種混合の予防接種を受けることができます。接種券を紛失した場合は再交付できます。母子健康手帳を持参し保健センターで手続きをしてください。

▼接種忘れ防止に“碧っ子ナビ”

予防接種情報を活用してください。



予防接種・ワクチン情報▶
はこちら



児童手当制度改正に伴う申請漏れはありませんか？

問 こども課育成支援係 ☎95-9886

2024年10月からの児童手当制度改正に伴う申請猶予期間は3月31日(月)までです。4月1日(火)以降の申請は、遡って支給はされず申請日の翌月分からの支給となります。申請漏れがないよう注意してください。

▼申請が必要な人

児童手当を受給している人	<ul style="list-style-type: none"> 新たに支給対象となる児童（高校生年代）の手当を受給していない人 大学生年代（22歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育しており、その児童と支給対象児童の合計が3人以上の人
児童手当・特例給付を受給していない人	<ul style="list-style-type: none"> 所得上限限度額の超過により児童手当・特例給付を受給していない人 高校生年代の児童のみを養育している人

※受給資格者は対象児童を養育する父母等のうち所得の高い人です。

受給資格者が公務員の場合は勤務先に問い合わせてください。

申 必要書類を郵送（〒447-8601松本町28）又は直接

▼出生、転入、転出、里帰り出産などのときは忘れずに申請してください

出生、転入、転出などにより児童の人数の変更や異動があったときは、速やかに申請してください。申請が遅れた場合は、受給できない月が発生することがあります。また、児童手当は受給者の住所地でしか手続きできません。出生の翌日から起算して15日以内に申請してください。なお、受給資格者が公務員の場合は勤務先に申請してください。

